

IASBが、負債の流動又は非流動への分類要件の明確化のためIAS第1号の修正を提案

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

トーマツ IFRSセンター・オブ・エクセレンス

要点

- IASBは、IAS第1号の修正を最終化した場合に次のことを提案する。
 - －IAS第1号69項 (d) 及び73項の要求事項を整合させる。
 - －負債の流動又は非流動への分類は、報告期間の末日に存在する権利に基づくべきであることを明確化する。
 - －負債の決済と企業の資源の流出との関係を明確化し、分類目的のための負債の「決済」は、さまざまな形（例えば、現金、他の資産、サービス、場合によっては資本）で行われる可能性があることを説明する。
 - －負債の流動又は非流動への分類に関するIAS第1号のガイダンスを再編成し、類似の例は一緒にグループ化される。
- IASBは、本修正案の発効日を提案しなかった。しかし、早期適用が認められることを提案する。
- 本提案に関するコメントは、2015年6月10日が期限である。

本IFRS in Focusは、パブリック・コメントのため2015年2月に公表された公開草案ED/2015/1「負債の分類 (IAS第1号の修正案)」(ED) に示された、IAS第1号「財務諸表の表示」の修正案を要約したものである。

なぜ本修正が提案されたか

本EDで提案された修正は、IASBが受領した、負債を流動又は非流動に分類するための要件を明確化するという要望書によるものである。

提起された論点は、IAS第1号69項の分類の要求事項が、73項に詳述されている状況に整合しているかどうかであった。

要望提出者は、負債の非流動への分類についての2つの基礎として、「決済を延期することのできる無条件の権利」(69項 (d) で規定) を有している場合と「債務について借換え又はロールオーバーする裁量権」(73項で規定) を有している場合をどのように調整するかについて質問した。なぜなら、決済を延期することのできる無条件の権利を有している場合は、決済を延期する裁量権を有している場合よりも、はるかにハードルが高いと考えられるためである。

提案された修正はいつ適用されるか

IASBは、本修正案の発効日を提案しなかった。しかし、最終化された場合、早期適用が認められることを提案する。

本修正案が最終化された場合、遡及的に適用される。

本EDに関するコメントは、2015年6月10日が期限である。

本EDによって提案された変更は何か

IASBは、「無条件の権利 (unconditional right)」を「権利」に置き換えるためにIAS第1号69項 (d) から「無条件の (unconditional)」という文言を削除し、69項 (d) の要求事項と整合させるために73項の「裁量権 (discretion)」を「権利」に置き換えることを提案する。IASBは、決済を延期することのできる権利が無条件であることはまれであることに留意した。なぜなら、当該権利は、将来の期間においてコベナンツを遵守していることを条件としていることが多いためである。

IASBは、提案された結論の根拠において、権利が条件に従う場合、当該権利が分類に影響を与えるかどうかを決定する際、企業は報告期間の末日に当

該条件に遵守しているかどうかを考慮に入れなければならないことを説明している。報告期間の後に与えられた権利は、分類に影響を与えるべきではない。

したがって、IASBは、IAS第1号69項(d)及び73項において、報告日に存在している権利のみが負債の分類に影響を与えるべきであることを明示することを提案する。

見解

IASBは、ED「IFRSの年次改善(2010年-2012年サイクル)」で提案された、融資のロールオーバーは同一の融資者とでなければならないという明示的な要求事項を本修正に含めないことを決定した。代わりに、IASBは、負債の分類は、分類される融資に直接関連する既存の融資枠において債務をロールオーバーするために、報告期間の末日に存在する権利に基づくべきであることを明確化することを提案する。

また本修正は、IAS第1号69項に、決済は「現金、資本性金融商品、他の資産又はサービスの相手方へ

の移転」を指すことを追加することで、負債の決済と企業の資源の流出との関連を説明することを提案する。

またIASBは、報告日に存在する権利に影響を与える状況と、そうではない状況とを区別するために類似の例は一緒にグループ化されるように、本基準のガイダンスを再編成することを提案する。

見解

またIASBは、後発事象(例えば、企業によるコベンナツの違反又は早期返済)が負債の分類に影響を与えるかどうかについて検討した。IASBは、後発事象の影響についてのガイダンスの修正を提案しないことを決定した。なぜなら、経営者の意図及び期待をあまりに重要視し過ぎることへの懸念と、そのような提案がIAS第10号「後発事象」に対する例外を示す可能性があるためである。

以上

トーマツ Web サイトのご案内 IFRS/国際財務報告基準(国際会計基準)

<http://www.deloitte.com/jp/ifrs/>

トーマツでは、統一した高品質のIFRS関連サービスを広範に提供することを目的として、IFRSの専門家集団、「トーマツIFRS推進」を設置し、Webサイトでも最新の情報発信や各種サービスの提供を行っています。ぜひご活用ください。

● トーマツのIFRSサービス

トーマツのIFRSサービスの特徴/IFRSサービスメニュー/IFRS導入の指針

● IFRSとは

IFRSの歴史/IFRSの構成/IFRSの特徴/各国のIFRS適用状況/日本及び米国におけるIFRSをめぐる動向/
IFRS関連略称/日本のIFRSの動向/世界のIFRSの動向

● 解説記事

IFRS基準別の解説/IFRS公開草案等の解説/IFRSと日本基準の会計基準差異/IFRS業種別トピックス/IFRS関連ニュースレター

● セミナー

IFRSセミナー/IFRSオンラインセミナー

● 出版物

市販書籍/デロイトの出版物

お問合せ先 トーマツ IFRS推進 Tel:03-6213-1168 E-mail:jp_ifrs_service@tohmatu.co.jp